

Sanko. 北海道

札幌市中央区北1条西2丁目1
札幌時計台ビル8F
TEL (011) 232-3853/FAX (011) 232-1138

「Sanko.北海道」は産業雇用安定センター北海道事務所からのお知らせです。

6つの取組で「働く」と「雇用」をサポート

ジョブ産雇（産業雇用安定センター）では、6つの取組で再就職希望者の「働く」と企業の「雇用」をサポートしています。

■ 1つめの取組 一再就職支援

事業縮小や事業所閉鎖、構造改革のための早期退職等で離職を余儀なくされる従業員の方々の再就職を支援します。

企業からの支援依頼を受けることにより、在職中の従業員を対象として離職後も最長1年間にわたって再就職支援を無料で実施します。

■ 2つめの取組 一人材のあっせん

人手不足や事業拡大等に伴い人材確保が必要な企業から求人を受け付けて、期待する能力や経験等のご希望をお伺いしたうえで、登録求職者のあっせんを行います。

■ 3つめの取組 キャリア人材バンク

在職者や離職後1年以内の60歳以上の方で、働く意欲のあるシニア層の方々の再就職を支援します。

長年にわたり培った能力や経験を活かせる求人の確保に取り組みマッチングを行います。

■ 4つめの取組 雇用シェア

経済環境の変化や自然災害等により一時的に雇用過剰となった企業の従業員の雇用を維持するため、他の企業への在籍型出向の活用をサポートします。

■ 5つめの取組 従業員の人材育成

従業員の人材育成や他の企業との交流を目的とする出向のほか、従業員の自発的なキャリアアップを目的とする出向をサポートします。

■ 6つめの取組 各種セミナーの実施

企業の様々なご要望や課題解決に向けた各種セミナー（有料）をリーズナブルな価格で実施します。優秀な人材の育成、職場の活性化などオーダーメイドで対応します。

1 離職する従業員の再就職をサポート

事業縮小や事業所閉鎖、早期退職募集で離職を余儀なくされる従業員の再就職活動をサポートします。※離職者の再就職援助は事業主の義務です。

2 人材を確保したい企業に対するサポート

人手不足や事業拡大に伴い人材確保が必要な企業から、期待する能力や経験等の人材ニーズをお伺いし、ご希望に沿った人材をご紹介します。

3 「キャリア人材バンク」で高齢者の再就職をサポート

事業主からの依頼により定年退職者・再雇用終了者等の再就職をサポートします。離職後1年以内で60歳以上70歳までの求職者は個人登録も可能です。

4 雇用を維持するための在籍型出向をサポート

経済環境の変化や自然災害・感染症の影響などにより雇用過剰となった場合、社員の雇用を守るため、一時的な在籍型出向（雇用シェア）の活用をサポートします。

5 社員の人材育成やキャリアアップの出向をサポート

社員の人材育成や他の企業との交流を目的とする出向、社員が自発的なキャリアアップを希望する際の出向をサポートします。

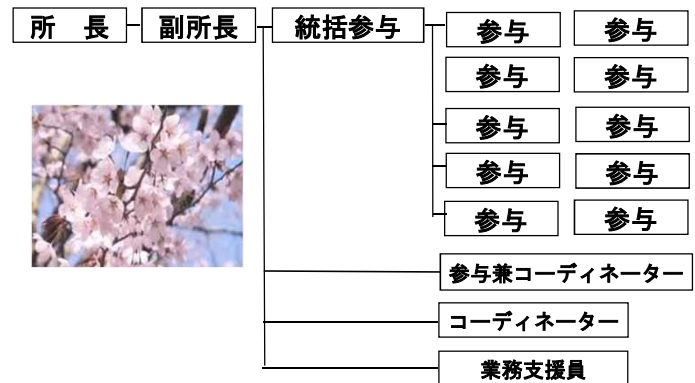
6 社員のスキルアップや研修を目的とするセミナー

（有料）

管理者や新入社員への研修、コミュニケーション、リーダーシップ、ハラスメント、コンプライアンスなどのセミナーを企業のご要望を踏まえオーダーメイドにより承ります。

2026年度北海道事務所の体制

2026年度における北海道事務所の体制は、下表のとおり16名体制でスタートします。エネルギー会社、製薬会社、アパレル業界、旅行業、百貨店、総合建設業、家電メーカー、楽器メーカー、洗剤・化粧品卸売業等の幅広い企業からの出向者が参与として、その業界の専門的な知見と人的ネットワークを活かしながら再就職のあっせんを行ってまいりますので、引き続きよろしくお願ひします。



賛助会員入会のご案内！

会費；1口／年額1万円

- ◇特典①；機関紙「かけはし」の無料配付
- ◇特典②；人材情報（求職情報リスト）の無料配付
- ◇特典③；Sankoセミナーの賛助会員価格
- ◇特典④；職員の定期訪問による情報提供 等々

ジョブ産雇（産業雇用安定センター）は企業と人材を結ぶエキスパートです!!



旭川弁護士会研修会で支援内容を説明

3月9日（月）、労働者健康安全機構様・全国倒産処理弁護士ネットワーク様共催による「未払賃金立替払制度の研修」が旭川弁護士会会員と事務職員の皆さまを対象に旭川トーヨーホテルで開催され、ZOOMでの参加者も含め33名の方々が研修を受講されました。研修会の終了後「雇用調整における従業員の再就職に向けた支援」について、北海道労働局職業安定部職業安定課の高橋課長から説明があり、続いて「倒産等により離職を余儀なくされる従業員の再就職支援」について、ジョブ産雇北海道の阿部所長から説明を行いました。

未払賃金の立替払い制度に関しては、破産管財人となる弁護士の先生が深くかかわることがあるため、全国50の弁護士会を対象として、5~6年に1回程度の頻度で研修会を開催しているとのことでした。

当日は限られた時間ではありましたが、当センターが再就職支援を行うためには企業からの支援依頼を受ける必要があること、また、原則在職中の登録が必要となることから、破産を余儀なくされる場合は従業員を解雇する前に当センターに登録をしていただき、従業員の不安解消に役立てていただくようお願いしました。



なお、諸事情により企業名等をオープンにできない場合は、解雇予定日と解雇予定人数をできるだけ早いタイミングでご連絡いただければ対応可能なこともご説明させていただきました。



キャリアアップ助成金（年収の壁対策）のご案内

2025年7月から年収の壁対策として、「短時間労働者労働時間延長支援コース」が創設されました。労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取り組みを行った事業主に対する助成制度です。制度のお問い合わせは厚生労働省北海道労働局（電話011-788-9071）あてお願いします。

厚生労働省

キャリアアップ助成金

拡充 年収の壁対策
労働者1人につき最大**75万円**助成します！

年収の壁対策の取り組みを行うことで、労働者にとっては、「年収の壁」を意識せず働くことができ、社会保険に加入することで、処遇改善につながる！
事業主の皆さまにおいては、人手不足の解消に！

「短時間労働者労働時間延長支援コース」を創設しました！

労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取り組みを行った事業主に助成します。

要件	1人当たり助成額			要件	1人当たり助成額		
	小規模企業	中小企業	大企業		小規模企業	中小企業	大企業
週所定労働時間の延長	—			週所定労働時間の延長	—		
5時間以上	—			労働時間を更に2時間以上延長	—		
4時間以上5時間未満	5%以上	—	—	基本給を更に5%以上増加または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用	25万円	20万円	15万円
3時間以上4時間未満	10%以上	—	—		20万円	15万円	—
2時間以上3時間未満	15%以上	—	—		15万円	—	—

複数年かけて週所定労働時間の延長等に取り組み、社会保険に加入する場合は別添

※小規模企業とは、常時雇用する労働者の数が30人以下である事業主を指します。

注意 対象となる労働者は、社会保険の加入日の6か月前の日以前から継続して雇用され、社会保険の加入要件を満たさない条件で就業していた者になります。

手続き ・助成金を受けるには、事前^①に**キャリアアップ計画書**を都道府県労働局へ提出してください。
※本コースの場合、社会保険加入日の前日まで（令和7年10月1日加入の場合、同年9月30日まで）
・取り組みを6か月間継続した後、2か月以内に支給申請してください。

ただし、現行の「社会保険適用時処遇改善コース」の計画書を提出している場合は、本コースの計画書・変更書の提出は必要ありません。

現）社会保険適用時処遇改善コースからの切替申請が出来ます

社会保険適用時処遇改善コース（労働時間延長メニューまたは併用メニュー）の取り組みを進めていても、本コースの要件を充足する場合、切り替える申請が可能です※。

令和7年7月1日

労働時間延長及び併用の取り組み → 6か月継続雇用 → 支給申請

切替対象 社会保険適用時処遇改善コースの労働時間延長メニューまたは併用メニューを利用していたが、同時に新コースの要件を満たしている場合には、新コースでの申請が可能！

※ただし、支給申請期間が令和7年7月1日より前（同年6月30日以前）に終了する場合は、切り替えはできません。

【令和7年7月版】 LL070701 No.14

北海道・東北ブロック情報交換会議

去る3月12日・13日、山形県山形市において2025年度最後の北海道・東北ブロック所長情報交換会議が開催され、当事務所から阿部所長、岡野副所長の2名が参加しました。

会議初日は、各事務所から2025年度の業務進捗状況の説明と各種取組の振り返りを行いブロック内で共有しました。また、2日目は次年度に向けた提案・要望や各事務所の業務運営体制確保にかかる意見交換を行いました。

山形県は年間のラーメン消費額が全国1位ということです。札幌ラーメン（特に黄色いタマゴちぢれ麺）をこよなく愛する者としては、山形のラーメンを食せずにはいられませんでしたが、安くて美味しく消費額全国1位に納得しました。



第85回全国産業安全衛生大会 in 札幌

第85回（令和8年度）全国産業安全衛生大会は、北海道札幌市で「大地にみなぎる 安全・健康 決意の力」をテーマに、9月16日（水）から18日（金）までの3日間にわたり開催されます。

プログラム・お申込み方法、お申込み開始日等の詳細につきましては、JISHA中災防 中央労働災害防止協会の特設ウェブサイト（4月1日開設予定）にて、順次ご案内します。

